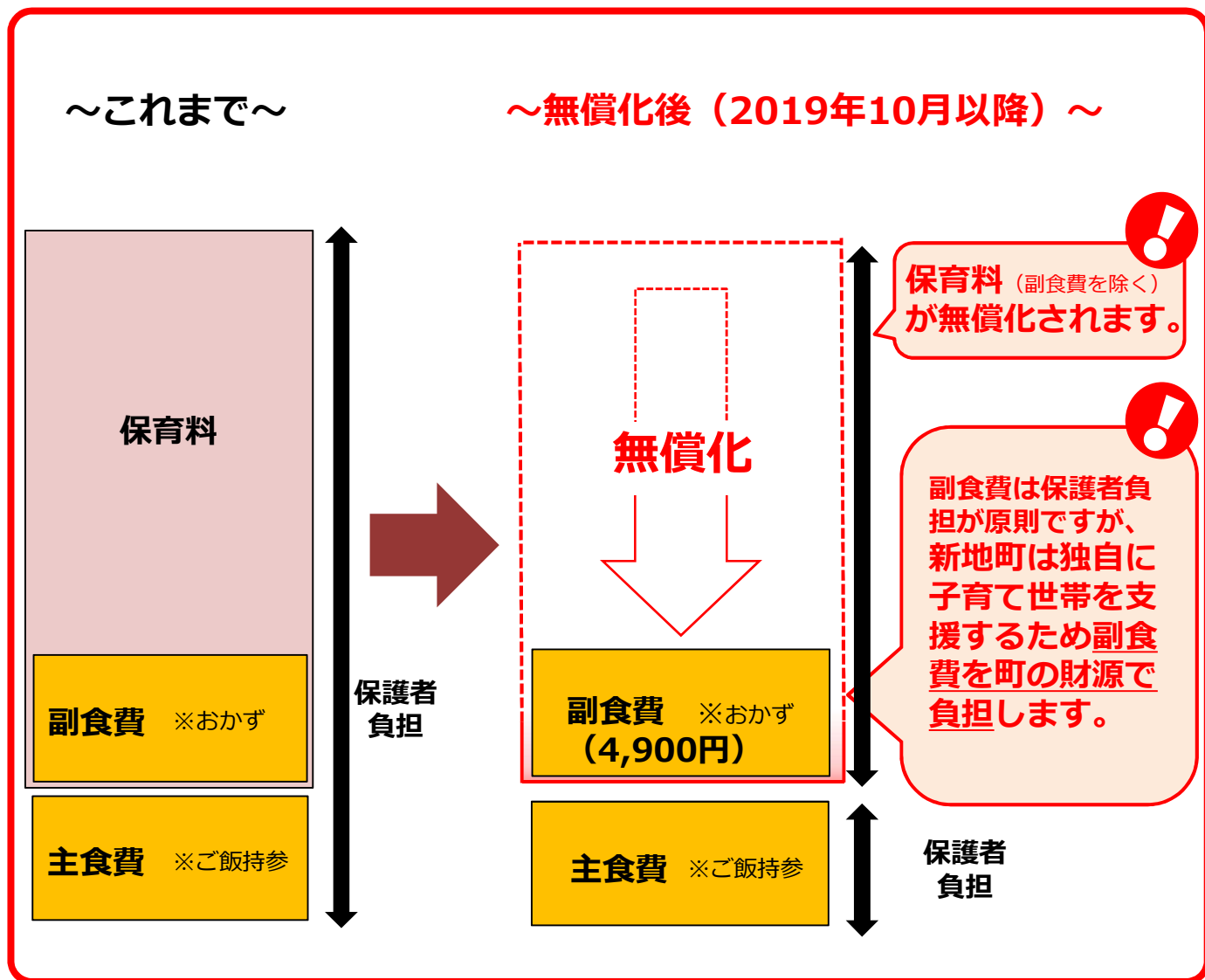


3～5歳児の保護者の皆様へ

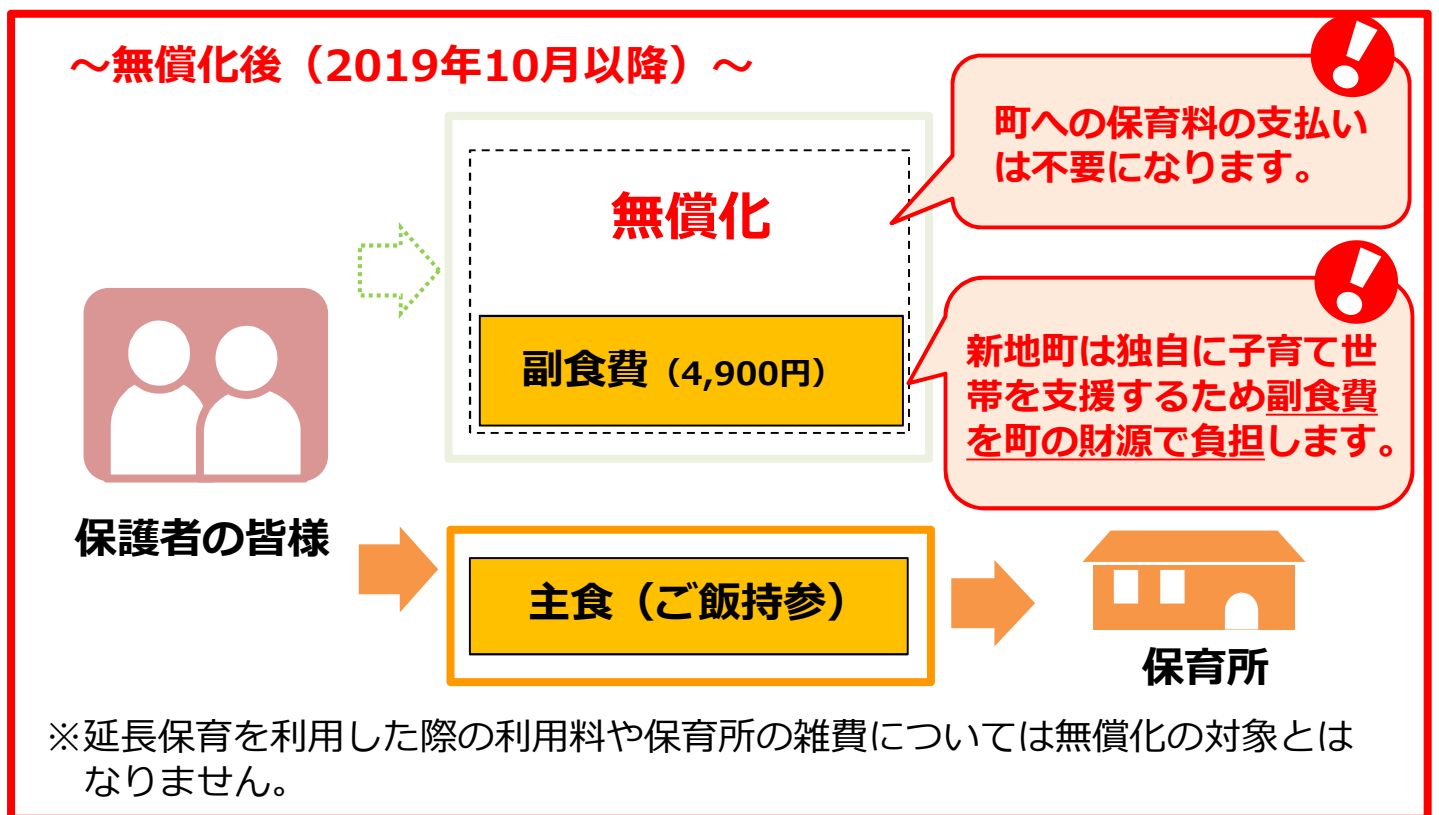
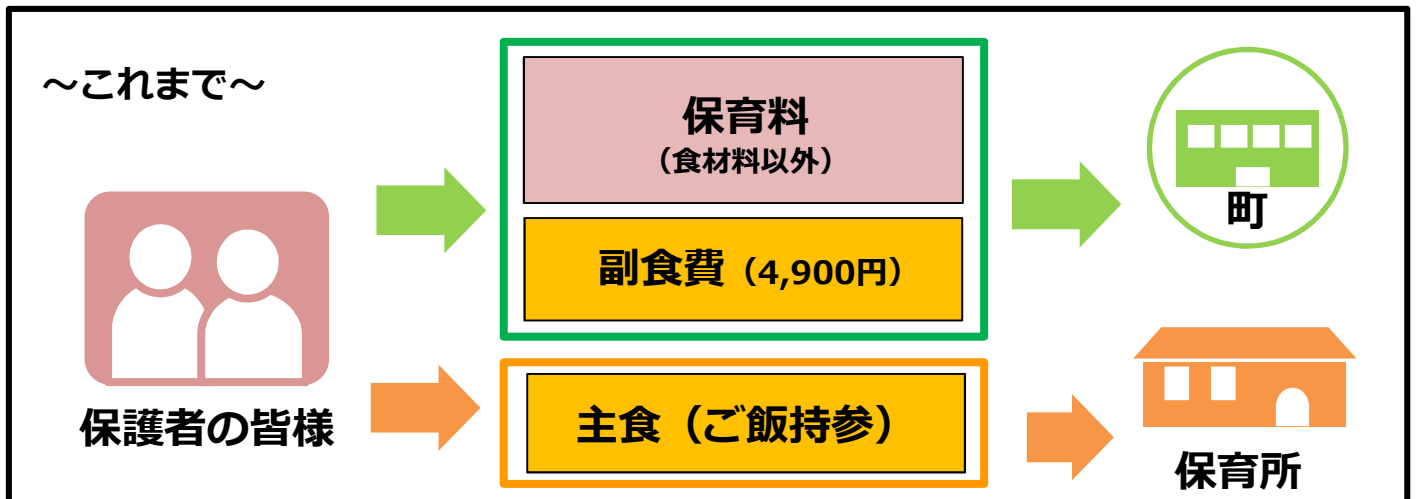
10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、町に保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、これまでも保育料に含まれており、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に無償化後も引き続き、その費用を負担することが原則となりますが、町では独自に**子育て世帯を支援**するため**副食費を町の財源で負担**します。

(詳細は裏面をご覧ください。)



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（ご飯など）分については持参、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）町にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則ですが、**新地町では独自に子育て世帯を更に応援するため副食費を町の財源で負担します。**



問い合わせ先:新地町 町民課 子育て支援係
 TEL:0244-62-2116 MAIL:tyomin@town.shinchi.lg.jp